(5)　令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等

イ　公的年金等で一定のものの支払を受ける者である居住者の令和六年六月一日以後最初に当該公的年金等の支払者から支払を受ける同年分の所得税に係る公的年金等に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴収税額に相当する金額から年金特別控除額の控除（当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とする。

ロ　年金特別控除額のうちイの控除をしてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該控除しきれない部分の金額を、当該居住者がイの最初に公的年金等の支払を受けた日後に当該支払者から支払を受ける令和六年分の所得税に係る公的年金等に係る源泉徴収税額に相当する金額から順次控除（それぞれの当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの当該公的年金等に係る源泉徴収税額とする。

ハ　イ及びロの年金特別控除額は、次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が四八万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等一人につき三万円

(三)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五関係）

(三)　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五の二関係）

(四)　政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一八関係）

(五)　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(1)　適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(2)　適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(六)　既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一九の二関係）

(七)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

(1)　特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための一定の改修工事（以下「子育て対応改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋を令和六年四月一日から同年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、当該特例対象個人の令和六年分の所得税の額から、その子育て対応改修工事等に係る標準的な工事費用相当額（二五〇万円を限度）の一〇パーセントに相当する金額を控除できることとする。

(2)　適用対象者の合計所得金額要件を二、〇〇〇万円以下（改正前三、〇〇〇万円以下）に引き下げる。

(六)　認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象者の合計所得金額要件を二、〇〇〇万円以下（改正前三、〇〇〇万円以下）に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）

(九)　支払調書等の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（租税特別措置法第四二条の二の二関係）

2　法人課税

(一)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条及び第四二条の四関係）

(1)　一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、増減試験研究費割合が零に満たない場合の特別税額控除割合を、一〇〇分の八・五から、その満たない部分の割合に二五分の八・五（次に掲げる事業年度にあっては、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）とする。

イ　令和一一年四月一日前に開始する事業年度　三〇分の八・五

ロ　令和一一年四月一日から令和一三年三月三一日までの間に開始する事業年度　二七・五分の八・五

(2)　試験研究費の額から、事業者が内国法人又は居住者である場合のその事業者の国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外する。

(二)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、令和六年四月一日から令和八年三月三一日までの間に取得等をした特定機械装置等（令和六年三月三一日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されているものを除く。）につき次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の一一関係）

(1)　機械装置及び開発研究用器具備品の償却割合を一〇〇分の三〇（改正前一〇〇分の三四）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の一五（改正前一〇〇分の一七）に、それぞれ引き下げる。

(2)　機械装置及び開発研究用器具備品の特別税額控除割合を一〇〇分の八（改正前一〇〇分の一〇）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を一〇〇分の四（改正前一〇〇分の五）に、それぞれ引き下げる。

(三)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、機械装置及び器具備品の特別税額控除割合を、その承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす一定のものである場合には一〇〇分の六（改正前一〇〇分の五）に引き上げることとした。（租税特別措置法第一〇条の四及び第四二条の一一の二関係）

(四)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の四の二及び第四二条の一一の三関係）

(1)　対象となる特定建物等の範囲に、特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設に該当する建物等及び構築物を加える。

(2)　一の特定業務施設を構成する建物等及び構築物の取得価額の合計額の上限を八〇億円（改正前上限なし）とする。

(五)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五及び第四二条の一二関係）

(1)　適用対象となる事業年度について、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間（改正前計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間）内の日を含む事業年度とする。